

労働安全衛生法

(安全委員会)

第17条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2 安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。但し、第一号のものである委員(以下「第一号の委員」という。)は、一人とする。

- 一 総括安全衛生管理者または総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表するものの推薦に基づき指名しなければならない。

5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(安全衛生委員会)

第19条 事業者は、第17条及び前条の規定により安全委員会および衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置できる。

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。但し、第一号のものである委員(以下「第一号の委員」という。)は、一人とする。

- 一 総括安全衛生管理者または総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 産業医のうちから事業者が指名した者
- 四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であ

るものを安全衛生委員会の委員として指名できる。

- 4 第 17 条第 3 項から第 5 号までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「第一号の委員」とあるのは、「第 19 条第 2 項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

労働安全衛生法施行令

(安全委員会を設けるべき事業場)

第 8 条 法第 17 条第 1 項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、**運送業のうち道路貨物運送業**及び自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 50 人
- 二 第 2 条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。) 100 人

労働安全衛生規則

(安全委員会の付議事項)

第 21 条 法第 17 条第 1 項第三号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 安全に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全にかかるものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画(安全にかかる部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

(委員会の会議)

第 23 条 事業者は、安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を毎月 1 回以上開催するようしなければならない。

- 2 前項に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。
- 3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。
 - 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
 - 二 書面を労働者に交付すること。
 - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ各作業場に労

働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

- 4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。